

# 「豊橋市SDGs推進パートナー」募集要項

豊橋市は、SDGs(持続可能な開発目標)の達成、持続可能なまちの実現に向けて、豊橋市とともに取組等を実施していただける企業・団体等を「豊橋市SDGs推進パートナー(※以下「パートナー」という)」として募集します。

## 1 目的

豊橋市と「パートナー」が、それぞれの有する資源や知見等を生かし、ともに目指すゴールや豊橋市の地域課題の解決に向け連携し、持続可能な取組や活動を推進するとともに、SDGsの普及啓発を図ることを目的とする。

## 2 対象

SDGs達成に向けて、取組や活動を実施している(または予定がある)企業・団体等

## 3 「パートナー」のメリット

- (1) 豊橋市の協力・PRを得ながらSDGsの取組を推進できる
- (2) 豊橋市民や学生へ「豊橋市SDGs推進パートナー」としてPRできる
- (3) 登録者相互間の交流が得られる(異業種とのマッチング等)
- (4) 豊橋信用金庫が実施する融資制度『とよしんSDGs応援ローン』の対象となる
- (5) 豊橋市SDGs推進パートナーロゴを名刺やホームページに使用できる

## 4 応募要件

次の(1)から(3)のすべての条件を満たすこと

### (1) 基本条件

豊橋市及び多様なステークホルダーとの連携、共働・協力を心掛け、SDGsの普及啓発に取り組めること

### (2) 実施要件

- ① 目指している(今後目指そうとしている)SDGsのゴールを明確にすること
  - ② ゴール達成に向けて豊橋市と連携・協力して取組や活動を実施できること
- ※その内容が豊橋市の地域課題の解決に資するものであること

例)・豊橋市の特産品を使った商品を開発。

・豊橋市内の他業種との連携による地球環境に優しい商品を開発。

・豊橋市内の学校に向けてSDGsに関わる授業を実施。

### (3) その他資格

- ① 市税等を滞納していないこと
- ② 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと
- ③ 法令もしくは公序良俗に反する活動をしないこと
- ④ 本制度を利用し、特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしないこと。
- ⑤ 豊橋市及び「パートナー」の信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと

## 5 応募方法等

### (1) 募集期間

随時募集

### (2) 応募方法

「あいち豊橋市電子申請・届出システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー登録申請書」に必要事項を入力し、申請する。

## 6 「パートナー」申請後の流れについて

### (1) 登録

- ① 原則として、市が申請を受け付けた月の翌々月までに登録する
- ② 登録が完了したら市HPで公開するとともに、メールでお知らせする

### (2) 登録証の交付

パートナーが、登録証を希望する場合は、市で作成し、豊橋市(事務局:企画部政策企画課)にてお渡しする。

※遠方の場合は着払いにて郵送も可とする。

### (3) 取組実績報告書の提出

パートナーは、当該年度に実施したSDGsに関する取組状況等を報告するため、当該年度末までに「あいち豊橋市電子申請システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー取組実績報告書」を市に提出する。

### (4) 登録事項(変更・廃止)届出書の提出

登録内容に変更が生じた場合には、「あいち豊橋市電子申請・届出システム」から「豊橋市SDGs推進パートナー登録事項変更・廃止届出書」を提出する。

【問合せ先】豊橋市企画部政策企画課

電話 : (0532)51-2180 Eメール : [sdgs@city.toyohashi.lg.jp](mailto:sdgs@city.toyohashi.lg.jp)